

平成13年度

包括外部監査の結果報告書（その1）

【貸付金の管理事務】

群馬県包括外部監査人

西 卷 忠 彦

# 目 次

## 第1章 外部監査の概要

### 第1 監査概要

1 監査の種類 .....	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ） .....	1
3 監査テーマ選定の理由 .....	1
4 外部監査の要点 .....	1
5 主な監査手続 .....	2
6 監査の実施期間 .....	2
7 その他 .....	2

### 第2 監査の総括

1 貸付金の総額 .....	3
2 監査結果の総括 .....	4
3 貸付金の共通課題（意見） .....	4

## 第2章 貸付金の管理状況

### 第1 監査の方法

1 監査要点 .....	1 1
2 監査手続 .....	1 1

### 第2 単年度貸付金及び長期貸付金（個別監査対象外）の状況

1 単年度貸付金 .....	1 1
2 長期貸付金 .....	1 2
3 資金の拘束性 .....	1 2

### **第3 監査結果**

1 貸付額及び年度末残高について .....	1 3
2 事務処理について .....	1 3

### **第4 意見**

1 単年度貸付金 .....	1 4
2 長期貸付金 .....	1 6

## **第3章 長期貸付金（個別監査対象）**

### **第1 母子・寡婦福祉資金貸付金**

1 監査の方法 .....	2 0
2 制度の概要 .....	2 0
3 監査結果 .....	2 2
4 意見 .....	2 4

### **第2 林業改善資金貸付金及び林業後継者特別対策資金貸付金**

1 監査の方法 .....	2 8
2 制度の概要 .....	2 8
3 監査結果 .....	3 1
4 意見 .....	3 2

### **第3 中小企業向け貸付金**

#### **第1節 商政課及び工業振興課所管の貸付金**

1 監査の方法 .....	3 5
2 中小企業向け貸付金の概要 .....	3 5
3 監査結果 .....	4 1
4 意見 .....	4 1

## 第2節 財団法人群馬県中小企業振興公社が取り扱う貸付金

1	監査手続	4 5
2	公社の概要	4 6
3	監査結果	4 7
4	意見	4 8

# 第1章 外部監査の概要

## 第1 監査概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査（一部について、地方自治法第252条の37第4項及び群馬県外部監査契約に基づく監査に関する条例の適用あり。）

### 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

貸付金の管理状況について

### 3 監査テーマ選定の理由

厳しい経済環境のもと、年度末残高の把握、延滞債権の有無及びその回収対策などについて検証を行い、貸付金が適正に管理運用されているかどうかを検討することは、県の財務管理の面からも重要な課題であると判断したため。

### 4 外部監査の要点

#### (1) 県の貸付金総額の実態把握について

##### ア 単年度貸付金

平成12年度の貸付実績及び年度末残高はどうか。

##### イ 長期貸付金

平成12年度末残高はどうか。

#### (2) 個別監査対象貸付金の事務執行状況について

長期貸付金のうち、平成12年度末残高における延滞債権の多い、母子・寡婦福祉資金、林業改善資金等及び中小企業向け貸付金を選定し、個別監査の対象とした。

なお、中小企業向け貸付金の貸付業務の一部が、県の出資団体である（財）群馬県中小企業振興公社に移管されているので、同公社が取り扱う貸付金の業務についても監査を行った。

（監査の観点）

- ① 制度目的にあった貸付運用か。
- ② 貸付事務手続及び収納事務手続は、関係法令に準拠しているか。

③ 残高及び延滞債権の管理は適正になされているか。

## 5 主な監査手続

貸付金を所管する各課から貸付金に係る実態調査表を入手し、県の貸付金の総額を把握するとともに、この調査表に基づき次の手続を実施した。

### (1) 単年度貸付金及び長期貸付金（個別監査対象を除く。）に係る手続

#### ア 単年度貸付金

平成12年度における融資実績及び年度末残高について関係書類と照合。

#### イ 長期貸付金（個別監査対象を除く。）

平成12年度末残高について関係書類と照合。

なお、必要と認めた場合には、管理事務及び延滞債権についても検証した。

### (2) 個別監査対象貸付金に係る手続

- ① 制度の概況の聴取
- ② 貸付手続及び収納手続の妥当性についての検討
- ③ 貸付金の管理方法の聴取及び関係書類との照合
- ④ 延滞債権についての回収状況の検証及び債権分類の検討

## 6 監査の実施期間

平成13年5月11日から平成14年2月8日まで

## 7 その他

この報告書は、地方自治法第252条の37第5項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

## 第2 監査の総括

### 1 貸付金の総額

平成12年度の単年度貸付金の融資実行高と長期貸付金の平成12年度末残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

単年度貸付金融資額 (A)	63,440,461
長期貸付金残高 (B)	42,872,064
貸付資金 (A + B)	106,312,525
(参考) 県の歳出決算額	821,702,386

単年度貸付金は年度内に返済されるが、これに係る資金を単純に全額拘束性があると見ると、貸付資金の総額は106,312百万円となる。

平成12年度の県の歳出決算額と比較すると12.9%となり、中小企業支援や福祉政策等における資金支援活動の重要性を示している。

なお、貸付金全体の内訳については、第1表から第3表(8ページから10ページまで)に示すとおりである。

#### <貸付金総額集計の前提>

- ① 単年度貸付金は、年度末には返済され、一旦残高がゼロになるが、翌年度始めに再度貸し付けられており、事実上、県が一年間財政負担を強いられていることになるので、貸付金融資額を貸付金残高に加えることとした。
- ② 保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸付金(以下「看護婦等修学資金貸付金」という。)、理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金及び介護福祉士修学資金貸付金は、修学終了後、条例で定める条件を満たした場合には返済を免除されるものであり、補助金的な性格を有するが、貸付金に含めることとした。
- ③ 収入未済額についても貸付金に含めることとした。
- ④ 収入未済利息は貸付金には含めないこととした。
- ⑤ 企業局に対する貸付金は、県の内部取引のため、貸付金には含めないこととした。

(注) 端数については、千円未満を切り捨てた上で集計しているため、関連資料との差が生じる場合がある。また、これ以降の残高の区分及び延滞債権の区分についても同様の処理を行っており、報告書の表間で千円単位の数字が異なる場合がある。

## 2 監査結果の総括

監査を実施した範囲において、一部留意すべき事項も認められたが、全体としてはその目的に従い適正に処理されていた。

特に、母子・寡婦福祉資金貸付金については、相談業務や貸付業務などの実務は嘱託員が中心になって担っており、貸付件数が多いこともあり、延滞債権も多く、貸付事務手続に関して留意事項や意見がやや多くなっている。この貸付金に対しては、業務のあり方について全体的な検討が必要ではないかと考えられる。

また、融資実行事務及び償還調定事務については、諸規定に基づき処理されていたが、債権残高の管理事務については、コンピュータのシステム上の問題もあり、これまであまり重視されてきていない状況にあるため、債権管理にも注視していく必要がある。

なお、貸付金に関する事務はそれぞれ各所管課で行っているが、特に債権管理業務については専門性を要求されるので、可能であれば、一つの部門に集中化することでノウハウの蓄積等を進め、債権回収に有効な手だてとすべきであろう。集中化が無理であれば、債権管理に関する情報を共有していく方法も考えられる。

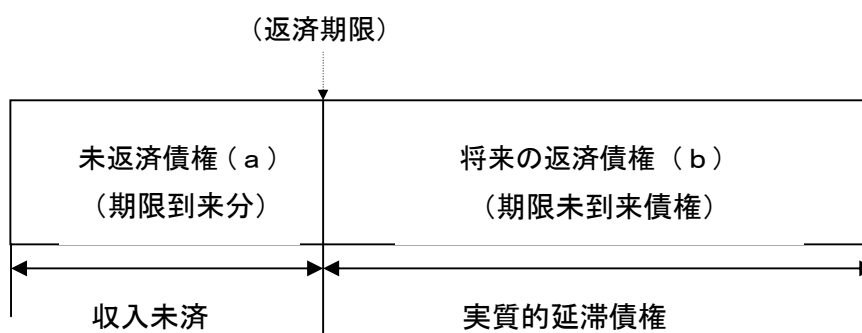
## 3 貸付金の共通課題（意見）

### (1) 延滞債権の捉え方について

延滞債権は、県の財務規則では収入未済であるものとされているが、収入未済と実質的延滞債権の合計額と考えるのが妥当である。

財務規則上の収入未済は、約定返済期限が到来した債権で未収になっているものをいう（下図の（a）の部分）が、実質的延滞債権は、収入未済となっている債権に係る返済期限未到来の債権をいう（下図の（b）の部分）。

#### 【延滞債権のイメージ】





(2) 延滞債権の状況について

平成12年度末の延滞債権の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

項 目	長期貸付金 残 高	収入未済	返済期限 未 到 来	延滞債権 (計)	延滞率 (%)
個別監査対象	19,073,984	1,190,371	289,621	1,479,992	7.7
そ の 他	23,798,080	20,475	30,862	51,337	0.2
合 計	42,872,064	1,210,846	320,483	1,531,329	3.5

(注) 1 延滞債権＝収入未済＋返済期限未到来債権

2 延滞率＝延滞債権／長期貸付金残高×100

平成12年度末の延滞債権は1,531百万円であり、長期貸付金残高に対する延滞率は3.5%である。全体としてはそれほど高くはないが、貸付金ごとに見るとかなり高いものもあるので注視していく必要がある。

県では収入未済は貸付金とは管理上区別されているが、収入未済となっている債権に係る返済期限未到来のものについても、通常のものと同様に区別されることなく取り扱われているので、貸付金の中には実質的延滞債権になっているものを含んでいることを十分に認識する必要がある。

(3) 延滞債権の分類について

延滞債権分類は、個別監査を実施した林業改善資金等及び中小企業向け貸付金について行った。母子・寡婦福祉資金貸付金(353,617千円)については一部実施したが、件数が多いので全体的な分類は行っていない。

ア 分類の考え方

延滞債権の分類に当たっては、延滞債権先が経営破綻していて保証人や相続人が返済しているものが多いため、民間の債権分類基準を参考にしながらも、便宜上、次の基準によって行うこととした。

<延滞債権の分類及び判断基準>

分類	判 断 基 準
A	延滞しているものの、一定期間内に回収見込みの債権
B	回収が長期になると見込まれる債権 ・ 現在返済中であるが、回収が長期になると見込まれる債権 ・ 債権残高が100万円以内で、不定期ではあるが返済中または返済意思のある債権

C	回収に重大な懸念がある債権等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質経営破綻していて、回収に重大な懸念がある債権</li> <li>・返済中であるが、現在の返済状況では相当長期になると見込まれる債権</li> <li>・経営破綻しているが、相当額の担保権の実行または代位弁済が見込まれている債権</li> <li>・その他 ABD 以外の債権</li> </ul>
D	経営破綻していて、回収困難な債権
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営破綻していて、回収困難な債権</li> <li>・経営破綻していて、現在返済中であるが、最近の年間返済額が債権残高の 2%未満の債権</li> </ul>

### イ 延滞債権の分類

検証対象となった県の平成12年度末の延滞債権について、上記の基準に基づき分類すると、およそ次表のとおりとなる（(財)群馬県中小企業振興公社が取り扱う貸付金に係るものを除く。）。

(単位：千円)

貸付金	件数	合計	分類区分			
			A	B	C	D
林業改善資金等	21	56,018	12,791	24,627	18,600	0
中小企業向け貸付金						
商政課所管分	11	527,074	112,278	24,459	390,337	0
工業振興課所管分	27	543,282	416,553	10,286	17,171	99,272
合計		1,126,374	541,622	59,372	426,108	99,272

C分類のものがかなり多いが、この中には経営再建支援、担保権の実行及び代位弁済請求など至急選択実行すべき手続がある。この進み方次第でどの分類にも変わり得る要素を持っているものが含まれている。

各貸付金についても、このような基準に基づいて延滞債権の分類を行い、的確な債権管理を実施していくことが必要であると思われる。

### (3) 違約金について

収入未済については、違約金を徴収することになっている。違約金は収入未済が回収されてはじめて計算され、分納中の場合には全額回収されるまでは認識されない。

違約金は制度により若干異なるが、11%前後と高率であり、延滞が数年間続いている場合は相当高額になる。債務者との協議のためにも年度末には違約金がい

くらになるか把握しておくことが必要ではないか。

また、延滞中の債務者にとって、元本の返済金と違約金の支払は負担が多い。中小企業の振興を図る観点から、高率な違約金について再検討することが必要であると思われる。

#### (4) 不納欠損処理について

延滞債権の一部には回収困難と考えられるものがある。

県には不納欠損処理の制度はあるが、借受人から時効の援用の申立てにより時効が成立した場合か、議会の承認を得なければならず、処理件数は少ない状況にある。

この間、管理経費もかかるので、経済的効果はどの程度あるのか検討の余地もあり、延滞債権のうち、やむを得ないと判断されるものについては、不納欠損処理をすべきであると思われる。

【第1表】

単年度貸付金(預託金に係るもの)の融資額及び残高(平成12年度)

(単位:千円)

所管課名	貸付制度名称	件数	融資額	残高
商 政 課	小規模企業事業資金貸付金	14	9,568,400	0
	中小企業設備支援資金貸付金	13	8,827,048	0
	リーディング企業支援資金貸付金	10	3,077,227	0
	中小企業経営振興資金貸付金	1	160,735	0
	中小企業経営振興資金(特別分)貸付金	1	312,964	0
	景気対策特別資金貸付金	1	555,667	0
	緊急円高対策資金貸付金	1	6,521	0
	経営強化支援資金貸付金	13	6,832,664	0
	中小企業季節資金貸付金	32	7,408,000	0
	同和地区中小企業振興資金貸付金	4	799,741	0
	協同組合等活性化資金貸付金	9	219,098	0
	産業支援特定業種振興資金貸付金	3	38,643	0
	リサーチパーク支援特定業種振興資金貸付金	1	291,038	0
	地域産業振興資金貸付金	3	361,668	0
	ブロン等規制対策資金貸付金	2	73,179	0
	商業活性化資金貸付金	3	569,789	0
	経営革新支援資金貸付金	6	309,565	0
	中小企業新分野等開拓資金貸付金	2	608,217	0
	創業者支援資金貸付金	12	632,463	0
	情報化・国際化支援資金貸付金	7	104,116	0
	企業立地促進資金貸付金	7	5,554,833	0
	中小企業災害復旧資金貸付金	2	20,206	0
	商業設備近代化資金貸付金	1	76,971	0
	中小企業設備資金貸付金	1	273,300	0
	中小企業経営近代化資金貸付金	1	215,423	0
	観光施設整備資金貸付金	1	107,230	0
	緊急中小企業支援資金貸付金	1	5,232	0
	円高対策中小企業支援資金貸付金	1	15,069	0
	上州国体・ゆうあいピック群馬大会宿泊施設整備資金貸付金	1	15,316	0
	新製品等企業化資金貸付金	1	10,405	0
	全国スポーツレクリエーション祭宿泊施設整備資金貸付金	1	26,744	0
	中小私鉄踏切設備支援資金貸付金	1	3,265	0
	特定地域工場等移転促進資金貸付金	1	10,872	0
	地域開発プロジェクト周辺企業化資金貸付金	1	4,799	0
	大型店進出・商業後継者対策資金貸付金	1	67,751	0
	ゆとり創造整備資金貸付金	1	203,020	0
	製品安全性向上対策資金貸付金	1	9,702	0
	スタートアップ資金貸付金	1	32,630	0
	協同組合等融資貸付金	1	8,427	0
	産業政策課	商工貯蓄共済事業貸付金	1	500,000
環境政策課	公害防止施設整備資金貸付金	12	89,012	0
	低公害車導入整備資金貸付金	2	1,382	0
	NPO活動支援整備資金貸付金	1	7,623	0
	産業廃棄物処理施設整備資金貸付金	10	105,348	0
林業振興課	木材産業等高度化推進資金貸付金	2	360,000	360,000
労働政策課	中小企業人材不足対策資金緊急貸付金	1	25,282	0
	労働環境整備資金貸付金	1	207,504	0
	職場創造支援資金貸付金	1	35,599	0
	マイホーム建設資金貸付金	16	6,916	0
	勤労者教育資金貸付金	1	530,713	0
	育児・介護休業者支援資金貸付金	1	1,365	0
住 宅 課	マイホーム建設資金貸付金	20	101,573	0
学事文書課	私学経営安定資金	1	50,000	0
観光物産課	宿泊施設バリアフリー推進資金貸付金	4	67,807	0
企 業 局	企業局宅地ローン	3	22,302	0
	板倉ニュータウン宅地購入ローン	4	142,205	0
合 計		245	49,672,569	360,000

【第2表】

単年度貸付金(預託金以外)の融資額及び残高(平成12年度)

(単位:千円)

所管課名	貸付制度名称	件数	融資額	残高
商 政 課	信用組合育成強化資金貸付金	3	6,200,000	0
工業振興課	県単独中小企業設備リース資金貸付金	1	636,915	0
流通園芸課	区画漁業振興資金貸付金	2	10,000	0
農 政 課	畜産基盤再編総合整備事業運営資金貸付金	1	100,000	0
農業経済課	農協経営強化対策基金貸付金	1	80,000	0
林 政 課	林業振興資金貸付金	1	268,000	0
林業振興課	椎茸振興資金貸付金	1	80,000	0
	間伐材生産流通資金貸付金	1	150,000	0
緑化推進課	林業公社事業資金貸付金(短期)	2	130,000	0
	林業用苗木生産資金貸付金	1	30,000	0
住 宅 課	住宅供給公社資金貸付金(短期)	1	5,732,977	0
保健体育課	学校給食用物資購入資金貸付金	1	50,000	0
監 理 課	建設業振興対策資金貸付金	1	300,000	0
合 計		17	13,767,892	0

【第3表】

## 長期貸付金の残高及び延滞債権の状況(平成13年3月31日現在)

(単位:千円)

所管課名	貸付制度名称	件数	残 高	収入未済 (A)	期限未到来 (B)	延滞債権 (A)+(B)
商 政 課	集団化資金貸付金	131	6,185,045	418,866	108,208	527,074
	商店街整備等支援資金貸付金	1	971,000			0
	中小商業活性化推進資金貸付金	1	400,000			0
	中心市街地商業活性化推進資金貸付金	1	500,000			0
	商店街競争力強化推進資金貸付金	1	600,000			0
工業振興課	中小企業設備近代化資金貸付金	300	1,642,638	33,304		33,304
	中小企業設備貸与資金貸付金	4	1,079,284			0
	小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備 資金貸付)	1	800,000			0
	小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備 貸与)	1	432,117			0
	創造的中小企業創出支援資金貸付金	10	1,044,563			0
	組合共同施設資金貸付金	3	169,673			0
	工場等集団化資金貸付金	3	509,979	509,979		509,979
	特別広域高度化資金貸付金	18	174,125			0
	繊維産地活性化推進資金貸付金	1	250,000			0
	広域設備共同廃棄資金貸付金(特別)	6	750,116			0
	広域設備共同廃棄資金貸付金(一般)	10	264,581			0
	地域産業育成支援資金貸付金	1	800,000			0
農業経済課	農業改良資金貸付金	535	1,800,195	2,469	421	2,890
農業技術課	就農支援資金貸付金	9	175,250			0
林 政 課	林業就業促進資金貸付金	1	6,000			0
林業振興課	林業改善資金貸付金	237	562,907	28,633	13,933	42,566
	林業後継者特別対策資金貸付金	100	154,137	8,382	5,070	13,452
緑化推進課	林業公社事業資金貸付金(長期)	61	6,571,205			0
保健福祉課	民間社会福祉施設整備資金貸付金	1	800,000			0
	社会福祉振興基金貸付金	1	42,403			0
高齢政策課	介護福祉士修学資金貸付金	503	211,810	144	36	180
青少年こども課	母子福祉資金貸付金	4,691	1,674,490	175,731	154,029	329,760
	寡婦福祉資金貸付金	273	109,329	15,476	8,381	23,857
県民生活課	消費生活協同組合設備資金貸付金	5	36,000			0
医 務 課	保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸 付金		1,462,048	8,426	8,397	16,823
	理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	113	97,416	720	0	720
住 宅 課	住宅供給公社資金貸付金(長期)	16	175,503			0
学校指導課	定時制課程修学奨励金貸付金	4	828			0
同和教育室	地域改善対策特定事業高等学校等修学奨 励金貸付金	196	60,996	4,640	12,255	16,895
	地域改善対策大学進学奨励費貸付金	147	200,112	4,076	9,753	13,829
地 方 課	市町村建設事業資金貸付金	47	11,807,590			0
企 画 課	地域総合整備資金貸付金	2	258,617			0
企 業 局	東毛歴史資料館建設資金貸付金	1	92,107			0
合 計			42,872,064	1,210,846	320,483	1,531,329

## 第2章 貸付金の管理状況

### 第1 監査の方法

#### 1 監査要点

##### (1) 単年度貸付金

平成12年度の貸付実行額及び年度末残高

##### (2) 長期貸付金

平成12年度末の残高（ただし、個別監査対象となった主な貸付金を除く。）

#### 2 監査手続

- ① 県の貸付金に係る実態調査を実施し、この実態調査資料と関係書類との照合を行い、平成12年度の貸付実行額と年度末残高を検証した。
- ② 必要に応じて、貸付手続及び回収手続に関して関係書類と照合を行った。

### 第2 単年度貸付金及び長期貸付金（個別監査対象外）の状況

#### 1 単年度貸付金

平成12年度の融資額及び年度末残高は次表のとおりである。

（単位：千円）

区 分	融 資 額	年度末残高
預託金に係るもの（※1）	49,672,569	360,000
預託金以外のもの（※2）	13,767,892	0
合 計	63,440,461	360,000

（※1）預託金とは、県が特定の施策目標を実現するため、金融機関を取扱い窓口として設けた融資制度（いわゆる制度融資）の実施に当たり、県が金融機関に預金する融資原資の一部のことをいう。

（※2）県が貸付対象者に直接融資を行う貸付金である。

預託金に係るもののうち群馬県信用保証協会を通して行うものは、40,335,784千円であり、比率にすると81.2%になる。季節資金の融資は夏季2,963,000千円、年末4,445,000千円で、合計7,408,000千円となっている。

なお、単年度貸付金ではあるが返済期日が年度末でないものが1件ある（木材産業等高度化推進資金貸付金）。

## 2 長期貸付金

平成12年度末の長期貸付金残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	金 額	監査結果意見等の取扱い
長期貸付金	42,872,064	
うち個別監査対象以外	23,798,080	この章で取り扱う
うち個別監査対象	19,073,984	第3章で個別に記載

この章で監査結果及び意見について取り扱うのは、個別監査対象以外の長期貸付金である。

## 3 資金の拘束性

最近3年間の単年度貸付金の融資実績は、次表のとおりである。

(単位：千円)

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
預託金に係るもの	50,804,212	46,076,503	49,672,569
預託金以外のもの	13,313,200	14,775,319	13,767,892
合 計	64,117,412	60,851,822	63,440,461

単年度貸付金の3年間の融資額は、ほぼ5%の増減幅で推移している。返済期限が来れば年度末にならずとも返済されるので、必ずしも一年間資金が拘束されるわけではない。中小企業季節資金の場合には、夏冬とも融資期間が5か月であるから、必要な資金枠は夏季より多い年末の資金の範囲内ということになる。これを考慮すれば、単年度融資の資金枠は次のとおりとなろう。

(単位：千円)

平成12年度の融資資金	63,440,461
夏期の季節資金を控除	▲ 2,963,000
<控除後の資金>	60,477,461

単年度貸付金は年度内には返済されるものの、県の資金は実質的には約60,477,461千円が拘束されていることになる。したがって、次年度の融資計画にもよるが、県が保有する預金の年度末残高のうち、これに近い金額が拘束性のある預金であると考えられる。



### 第3 監査結果

#### 1 貸付額及び年度末残高について

当年度貸付額及び年度末残高はともに適正であると認められた。

#### 2 事務処理について

監査を実施した範囲において、全体としては、貸付事務、回収事務とも適切に行われていたが、留意すべき次の事項が認められた。

##### (1) 貸付事務手続について

貸付事務につき一部資料不備のものがあった。

##### ア 貸付関係書類について（公害防止施設整備資金貸付金・産業廃棄物処理施設整備資金貸付金）

公害防止施設整備資金貸付金において完了報告書未提出のもの1件、また、産業廃棄物処理施設整備資金貸付金において完了報告書に領収書添付のないもの1件、金融機関意見書のないもの1件が見受けられた。

関係書類の整備の徹底が必要である。

##### イ 事業計画書について（農業改良資金貸付金）

農業改良資金の平成12年度貸付分で、個々の事業計画に記載不備が見受けられた。このようなことは貸付決定の審査を行う上で好ましくない。

事業計画は貸付決定に当たり重要な書類であり、貸付時に申請者への適切な指導を行うとともに、申請者の実情を詳細に理解しておくべきである。

##### ウ 公正証書について（消費生活協同組合設備資金貸付金）

県要綱に規定される公正証書が保存されていないケースがあった。

債権管理上重要な書類であるので、保存の徹底が必要である。

##### (2) 債権管理について

##### ア 返還債務猶予申請書の提出について（介護福祉士修学資金貸付金）

出産等の理由で返還の猶予をされている者がいる。この場合、要綱では返還債務猶予申請書を提出するようになっているが、提出されていないものがあった。

返還債務猶予申請書が提出洩れになると、貸付金の返還または免除が曖昧になり、不明債権発生の要因となり得る。

返還債務猶予申請書の提出を要請していくことを徹底すべきであるとともに、貸付金台帳上でその旨を記入していくべきである。

- イ 定時制課程修学奨励貸付金の支払いについて（定時制課程修学奨励金貸付金）  
群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則によれば、学期ごとに一括して最後の月に本人に交付することになっているが、平成12年度の融資の実行は、1月～3月に偏っていた。  
規則のとおり支払えるよう融資時期を検討すべきである。

## 第4 意見

### 1 単年度貸付金

#### (1) 制度の見直しについて（農協経営強化対策基金貸付金）

##### ア 制度の意義について

農協経営強化対策基金貸付金については、群馬県信用農業協同組合連合会等と県とで基金へ貸し付け、その利息収入から農協への利子補給、訴訟費用への補助をするものである。

平成12年度の基金の利息収入は617千円程度であるが、基金の活用については、平成8年度から平成12年度までにおいて1件1,000千円のみであり、利息収入が少なく、制度の意義を果たすことは難しい。

本貸付金の社会的意義を見いだすことは難しいと言わざるを得ず、廃止を含めて検討する必要があると思われる。

##### イ 貸付金の貸付形態について

この貸付金は短期貸付金となっているが、毎年80,000千円の貸付けと回収を繰り返している。

群馬県農協経営強化対策基金規程においては、基金の造成となっていること等から判断して、これは長期の貸付金と判断できるものと思われる。

本貸付金を続けるのであれば、規程の改定をして長期貸付金とすべきではないかと思われる。

#### (2) 貸付枠の消化状況について（木材産業等高度化推進資金貸付金）

県が合理化計画を認定し、貸付枠を設定しても、金融機関の独自審査により融資実行されない場合もあり、最大貸付枠に対する貸付実績は50%未満に低下してきている。

平成8年4月における69.6%から一貫して消化率は低下傾向にあり、現在の

預託金額は多すぎるのではないかと。預託金利1%は得られるものの、預託金額の見直しが必要であると思われる。

### (3) 貸付事務手続について（宿泊施設バリアフリー推進資金貸付金）

平成12年度の利用者の中で、申請書類に添付してある見積書、図面からは、バリアフリーに該当しているものかどうか明確でないものが1件あった。

これについては、申請者から改修工事の内容を事前に直接聴取し、融資対象に該当することを確認したとのことであるが、バリアフリーに該当するかどうか明確になるような見積書、図面等の作成及び提出を申請者に対して指導することが望まれる。

### (4) 工事着工遅れに対する対応について（企業局宅地ローン）

企業局宅地ローンについて、債務者は土地購入後3年以内に住宅の建築が義務付けられているが、検証対象となったもののうち、平成13年5月で土地購入後3年を経過しているにもかかわらず、住宅建築に関する書類が入手されていないものが1件、また、土地購入後3年以内の建築条件付きであるにもかかわらず、3年経過後も建築に着手していないものが1件見受けられた。

現在、県の造成した住宅地には売れ残りがあるほか、土地購入者も景気が悪いため、今後も住宅着工に時間を要するケースもあると思われる。

県では購入者の事情を聴取し、着工の催促もしているとのことであるが、着工が遅れることが明らかな場合は、取扱要領に基づき、住宅建築着工期日の延期申請書を提出させ、適当と認めるときは着工延期承認書を交付する必要があると思われる。

また、購入者が将来に渡って住宅建築の意思がなく、社会通念上適当でない利用をする恐れがある場合、又は購入者の立場も長期的総合的に考慮した時に買戻しが適当であると判断される場合は、契約に沿って買い戻す等の手続をとることも必要ではないかと考えられる。

### (5) 土地に対する貸付について（住宅供給公社資金貸付金）

県は「群馬県住宅供給公社に対する資金の貸付けに関する条例」に基づき、群馬県住宅供給公社に対して土地造成や用地取得に必要な資金を貸し付けているが、同公社の平成12年度末の資金運用状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

資金名	金額	備考
過年度取得用地資金	4,482,200	<左の内訳> ・前橋・下細井団地 2,247,300 千円 (公社分譲) ・太田・東長岡団地 1,242,300 千円 (公社分譲) ・前橋・元総社団地 992,600 千円 (県営住宅用地)
宅地造成工事	23,930	
特定優良賃貸住宅事業	1,181,947	
公社ビル建設資金	44,900	
合計	5,732,977	

過年度取得用地資金のうち元総社所在の住宅用地については、平成6年度に取得して以来、手つかずの物件であり、平成12年度の包括外部監査の結果報告書にもあるとおり、見方によれば含み損が生じていると想定されるので、今後も注視していく必要がある。

#### (6) 管理指導体制について (学校給食物資購入資金貸付金)

(財)群馬県学校給食会が物資の供給を全て行っているため、県は同財団に理事を派遣するなど、指導をしているところであるが、財団に対する検査については、制度はあるものの、これまで実施していないとのことである。

今後、定期的な検査を実施することが望ましい。

なお、近年における児童数の激減、農産物市況の激変などを考えると、経営の効率化や将来的な経営基盤の確保など不確定要素もあることから、これらへの対策として、専門家による経営診断等も有効であると思われる。

## 2 長期貸付金

#### (1) 制度の見直しについて (林業就業促進資金貸付金)

林業就業促進資金は(財)群馬県森林・緑整備基金に対する6,000千円の貸付けのみであるが、基金から個人・事業主への貸付実績は未だなく、活用されていないのが現状である。

その必要性も含め、制度のあり方について再検討すべきではないかと思われる。

#### (2) 資金の安全性について (建設業振興対策資金貸付金)

建設業振興対策資金は、県及び群馬県住宅供給公社が発注する建設工事の円滑適正な施工を促進するため、建設事業協同組合(以下「建協」という。)が実施している工事代金立替制度に対する融資制度である。実質的には建協が運営しているが、制度の趣旨どおり運営されているか等について、県は月次及び年次報告

を受けるのみで、建協に対する監査・チェックが十分になされているとは言い難い。定期的な監査が必要であろう。

また、現行制度は、建協経由で資金担保を銀行に出す仕組みになっているが、現行制度では建協が破綻したとき銀行から預託金を引き出せるか疑問である。経営状況を常に把握しているということであるが、破綻時に間に合うかどうかという問題もあり、最悪の場合を想定した対策を立てておく必要がある。

県が銀行に直接預託する制度を確立できれば回収不能リスクを回避できるわけで、効率的でもあり安全性が増すのではないか。

### (3) 貸付額の妥当性について（就農支援資金貸付金）

平成12年度末の県の（財）群馬県農業公社に対する貸付金残高は156,600千円であり、同公社の認定就農者に対する貸付実績は73,839千円である。

県の公社に対する貸付金と公社の就農者に対する貸付金にはかなりの差額が生じており、公社に対する貸付額が当制度において適切な額かどうか、今後とも注視していく必要がある。

### (4) 制度の活用について（定時制課程修学奨励金貸付金）

定時制課程修学奨励金貸付金の貸付件数については、平成12年度は6人で、そのうち新規は4人である。平成12年5月1日現在の群馬県内の在校生は約1,500人とのことであり、この制度を利用している者は極めて少ない。

その要因として、広報が不足していることのほか、貸付額の割には、保証人2名が必要なことなど、事務手続の難しさが考えられるが、これらについては検討の余地があるのではないかと思われる。

貸付金が活用されるよう検討すべきであろう。

### (5) 制度の公平な運用について（看護婦等修学資金貸付金）

看護婦等修学資金貸付金については、申請者が多数に上り、申請しても却下されている場合もある。平成12年度は478人の申請者に対して466人に貸与を行っている。

貸与者は各学校からの推薦順位によって決めているが、貸与者のうち相当数が他の奨学金を貸与されている状況もあるので、制度が公平に運用できるよう配慮する必要がある。

### (6) 貸付限度額の制限について（消費生活協同組合設備資金貸付金）

単年度における一件当たりの貸付限度額は10,000千円とされているが、累積限度額については特に規定がない。これでは限度内で毎年借り増して行けば限度

制限の意味がなくなるので、累積限度額の制限について明確にしておくべきである。

ただし、この制度は平成13年度で休止となることが決定している。

## (7) 貸付事務手続について

### ア 延滞債権の管理について（看護婦等修学資金貸付金）

看護婦等修学資金貸付金についての延滞債権は、平成12年度末で16,823千円である。

しかし、現在、延滞債権についての管理簿が作成されていないので、延滞債権分の各人別管理簿を作成し、これに交渉記録等を記帳していくことが望ましい。

### イ 貸付金返還債務免除申請書の提出について（看護婦等修学資金貸付金）

看護婦等修学資金貸付金においては、県では貸付金返還債務免除資格者が免除申請書を出さない限り、返還債務の免除が出来ないことになっている。

この場合、免除資格者が提出を失念していると、そのまま貸付金で残ることになってしまう。これらは実質的には県の債権とは言えないことになるのではないか。

指導を強化し、免除申請書の提出を更に徹底していく必要がある。

## (8) 今後回収困難が見込まれる貸付金について（林業公社事業資金貸付金）

林業公社事業資金に関し、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）からの（社）群馬県林業公社の借入金については、県に債務保証義務があり、不足分については公庫借入金を県が肩代わりせざるを得ない。県の貸付金利息については、平成9年4月より無利息になっているが、分収林事業の収入については、木材価格の更なる低迷等により厳しい状況が予想される。

### （厳しい事業環境）

平成9年度以降、公社は直接事業費を削減してきており、それに伴い公庫からの新規借入額も削減されてはいる。

しかし、公庫元利金返済が県の貸付金増加となる状況は当分の間、変わりそうにない。補助金と事業収入で事業費、利息を賄えない状況は長期継続するだろう。

特に事業収入については、伐採採算の悪化を背景に主伐収益自体があげられない状況にあり、将来的にも経済環境が大幅に変わらない限り期待できそうにない。

したがって、事業収入による返済は困難と判断される。分収林事業の継続が

困難になっている状況を踏まえた対応を考える必要がある。

(返済可能性)

貸付契約において、利息の期限一括返済や平成9年以降の無利息化など特異な条件が設定されていることにより、現在延滞もない状況を保っているが、昭和41年貸付分の償還期限が平成14年に到来し、以後、順次期限が到来することになる。

しかし、近年の貸付けは公庫借入元利返済額部分が多くを占めており、実質の返済可能性に乏しい。平成12年末の公社の借入状況を見ると、県からの借入金65億円、その未払利息20億円、県が債務保証している公庫借入金60億円となっている。

現在の貸付けを継続すると公庫返済分、年々の事業資金分が更に上乗せされ、回収困難な県貸付金は一層膨らむと予想される。

県では、平成13年度から分収林事業の見直しを始め、将来発生する損失をカバーする仕組みづくりについて、森林整備法人全国協議会を通じて国に働きかけていく方向にあるが、県としては貸付形態でない資金提供方法も検討していく必要があると考えられる。

#### (9) 奨学資金の回収方法について（地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸付金・地域改善対策大学進学奨励費貸付金）

地域改善対策奨学貸付金については、貸付時に本人に知らせず、親が借りて親が返すケースがある。

この場合、親の経済力が弱くなったときが問題となる。本人に返済能力があれば、本人に請求すれば返済できるにもかかわらず、親がそのことを本人に知らせることが出来ず、滞留になってしまっているようなケースがあるからである。

現状では、納入通知書と個人カードを郵送し、電話、手紙あるいは家庭訪問をして、返済を勧めている。従来は、市町村の職員と一緒にいていたが、今後は地域の運動団体の人も交えて三者で訪問する予定とのことである。平成12年度末の収入未済額は二つの制度の合計で8百万円である。

このような状況への対策としては、指定の金融機関での振り込み以外でも取り扱えるように、償還方法の多元化を図ることも検討する必要があるのではないだろうか。

さらに、一回毎の返済金額を少なくする条件変更を認めることにより、回収期間は長期化するが、返済可能なものもあると考えられる。

## 第3章 長期貸付金（個別監査対象）

### 第1 母子・寡婦福祉資金貸付金

#### 1 監査の方法

##### （1）監査要点

- ① 貸付事務手続及び収納事務手続は、関係法令に準拠しているか。
- ② 残高及び延滞債権の管理は適正になされているか。
- ③ コンピュータの活用状況はどうか。

##### （2）監査手続

- ① 制度の概況を聴取
- ② 貸付手続、収納手続の妥当性についての検討
- ③ 貸付金の管理方法の聴取及び関係書類との照合
- ④ 収入未済について、回収状況及び回収可能性の検証

##### （3）監査対象事業所の選定

母子・寡婦福祉資金に係る貸付け及び収納業務は、県内に11か所設置されている保健福祉事務所において行われている。この中で、貸付金残高及び実質的な延滞債権額の多い前橋及び高崎と、貸付金残高は少ないが実質的な延滞債権額が多い中之条の三つの保健福祉事務所を監査対象とした。

#### 2 制度の概要

##### （1）目的

配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉の増進を目的として貸付けを行う制度である。

##### （2）制度の発足（国の制度）及び貸付対象

貸付制度	発 足	貸 付 対 象
母子福祉資金 貸付金	昭和28年	①母子家庭の母 ②母子福祉団体 ③父母のいない児童



寡婦福祉資金 貸付金	昭和44年	①寡婦 ②40歳以上の配偶者のいない女子
---------------	-------	-------------------------

### (3) 貸付資金の種類

貸付資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、児童扶養資金と多い。これらの中で多く活用されているのが、修学資金と就学支度資金である。

### (4) 貸付金の財源

貸付けの財源は、県の一般会計からの繰入金 $\frac{1}{3}$ 、国からの借入金 $\frac{2}{3}$ で行われてきたが、平成4年度からは国及び県からの資金補充はなく、貸付金の償還金と付属雑収入で運営している。国からの借入金は無利子であり、本貸付制度が存続する間は償還が猶予される。

平成12年度末までの国からの借入金及び県の繰入金累計状況  
(単位：千円)

資金名	国から借入金	県の繰入金	合計
母子福祉資金	1,091,892	545,946	1,637,838
寡婦福祉資金	255,239	127,619	382,858
合計	1,347,131	673,565	2,020,696

### (5) 制度の課題について

#### ア 最近5年間の貸付実績及び残高・収入未済額の推移

母子福祉資金については、最近5年間の貸付実績は年々増加傾向にあり、これに伴い年度末残高も増加している。

しかし、収入未済額も増加傾向にあり、未済率は上昇している。

寡婦福祉資金については、貸付実績は年々減少傾向にあり、残高も年々減少しているが、収入未済額は増加しており、未済率は上昇している。

両資金とも未済率の上昇をどう抑えるかが問題となっている。

(単位：千円)

資金名	適用	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
母子福祉 資金	貸付額	236,417	209,929	241,318	258,364	289,507
	(件数)	672	587	634	680	748
	年度末残高	1,621,911	1,583,733	1,593,549	1,618,120	1,674,490
	(件数)	5,921	5,816	5,539	4,839	4,691
	収入未済 未済率%	133,509 8.2	141,295 8.9	151,362 9.4	164,403 10.1	179,025 10.6
寡婦福祉 資金	貸付額	21,210	20,987	19,121	12,616	15,507
	(件数)	37	31	33	22	25
	年度末残高	153,329	141,669	131,426	116,708	109,329
	(件数)	381	342	318	270	273
	収入未済 未済率%	16,845 10.9	16,233 11.4	15,223 11.5	15,506 13.2	15,886 14.5

(注) 未済率=収入未済/年末残高×100

### イ 延滞債権について

延滞債権は、収入未済額と収入未済に係る返済期限未到来債権の合計ということになるが、延滞債権について見ると平成12年度末の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

資金名	収入未済額	返済期限 未到来債権	合計	貸付金残高	延滞率 (%)
母子福祉資金	175,731	154,029	329,760	1,674,490	19.6
寡婦福祉資金	15,476	8,381	23,857	109,329	21.8
合計	191,207	162,410	353,617	1,783,819	

平成12年度末の貸付金残高に対する延滞債権の比率を見ると、母子福祉資金の比率は19.6%、寡婦福祉資金は21.8%とかなり高い。延滞率の上昇をどう抑えるかが課題の一つとなっている。

## 3 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

### (1) 貸付事務について

#### ア 融資実行時の事務手続について

融資実行時における書類のチェックに次のような基本的なミスが見受けられた。内部統制組織の観点から事務処理体制を再確認すべきである。

- ① 借用書上、保証人と連帯借受人の記載が入れ替わったまま、チェックされず放置されているケースがあった。
- ② 修学資金に関して、貸付時に書類の一部(在学証明書)が不備なまま貸付

けを実行しているケースがあった。

#### イ 審査資料について

審査資料に保証人の職業及び収入についての記録はあるが、所有資産等については記録の無いものが見受けられた。

契約時に、必要な情報は必ず記録しておく習慣をつけておくべきである。

### (2) 債権管理について

#### ア 中之条保健福祉事務所の管理について

中之条保健福祉事務所の管轄地域では収入未済の比率が高い。

この要因としては、地域性ということもあげられているが、借受人に対する接触機会が非常に少ないことが原因と思われる。数年間、接触記録が記載されていないものもあった。

母子家庭では昼間は職場にいる者も多いので、昼間だけの接触を試みても不十分であり、夜間訪問等も必要と思われる。

収入未済に対し事務所の適時対応を図り、未済部分についての返済方法を再検討すべきである。

#### イ 違約金の免除申請について

違約金免除申請書の氏名について、借受人がサインせず、保健福祉事務所の職員が行っているケースがあった。これでは違約金免除申請が事務所の判断で一方的になされていると見られても仕方なく、誠実に返済している人が違約金を支払う事態もあり、公平性に問題があるのではないか。

サインは申請者本人のものとするべきである。

#### ウ 保証人について

保証人が死亡により不在になっているにもかかわらず、補充できないでいるケースがあった。

保証人が死亡したときは、その親族は速やかに死亡届に債務継承届を添えて提出することになっているので、延滞債権となっている場合は別としても、これは速やかに対処すべきである。

#### エ 意図的な申請の事例について

最初から虚偽の事由で意図的に融資を受け、他の用途に流用しているのではないかと疑われるような事例や、貸付け後一度も償還していない事例があった。

貸付時には十分な審査をすることは当然であるが、事業資金については、場

合によっては、貸付け後に現地調査等を行うことや、延滞初期における適切な指導が求められる。

また、偽りその他不正手段によって貸付けを受けたことが判明したときは、一時償還を請求すべきである。

#### オ 集金事務について

直接現金で集金する場合、県には指定領収書があるが、市販の領収書を使用しているケースがあった。この領収書の受払簿はあるものの、使用済の領収書の一部が無いなど保管に不備が認められた。

後日、支払済通知書を送付しているとのことであるが、県の指定領収書を使用すべきであり、書類の保管に注意する必要がある。

#### カ 回収中の貸付関係書類の保存について

延滞債権に関し、中途退学等の事由により当初借入金額が途中で変更されるケースがあるが、変更時点から5年以上経過したとの理由から、異動申請書が保管されていないものがあった。

県の財務規則上は、帳簿及び関係書類の保管はその完結した日の属する年度の翌年度から5年間であるが、貸付契約実行中で回収途上にある場合は、関係書類を償還終了まで保管すべきである。

### 4 意見

#### (1) 貸付事務について

##### ア 印鑑証明について

同一債務者の追加借入の場合、印鑑証明が新規に取り付けられていないケースがあった。従前の申請書に添付された印鑑証明は3か月過ぎのものである。

印鑑証明の有効期限を明文化し、常に有効な印鑑証明により事務処理を進める必要がある。

##### イ 相談記録について

相談記録簿は必要に応じて作成しているとのことであるが、規定上は問題ないものの、貸付け後どのようなことが発生するかわからないので、相談記録は必ず用意しておく必要がある。

##### ウ 審査会の出席者について

審査会における審査認定時の出席者の記録が残されていないケースがあるが、責任を明確にするため記録を残しておく必要がある。

また、審査会の出席者については、責任を明らかにするため、サインか押印にすることが必要である。

## (2) 延滞債権について

収入未済の滞納理由としては、生活困難、行方不明、事業不振、本人病気、本人死亡などがあげられる。

延滞債権は、収入未済額と収入未済に係る返済期日未到来債権の合計と考えるべきであるが、県の債権管理上は、収入未済のみを延滞管理の対象としている。

その結果、これまで収入調定額に対してどれだけの償還額があったかについては重視されてきたが、返済期日未到来債権の残高管理についてはあまり重視されて来なかった。

しかし、延滞債権が年度末残高の20%前後にまでなると、何らかの対策を行う必要があると思われる。

それには常に延滞債権の額を把握しておく必要があり、平成14年度から導入が予定されている電算システムは、これに対応できるよう期待したい。

## (3) 保証人に対する請求について

母子家庭の複雑な人間関係のため保証人に連絡、請求することをためらっている事例が相当数あった。保証人に対する連絡、請求は余程のことがない限り行われていないのが現状である。

福祉政策という性格上制約があることも理解できるが、保証人の本来の意味合いを認識し、償還指導員に相談してもらうなど、債権回収の効率をあげることも考慮する必要がある。

## (4) 連帯借受人の意識高揚について

修学資金等の場合、子が連帯借受人になるが、延滞債権に関してはその責任感が薄く、連帯借受人（主に子）の返済意識が低いケースが見受けられる。修学資金等の場合、その性格は奨学金に類似しており、連帯債務者たる子の自覚を促す努力が不可欠である。

融資実行時にできるだけ面接を実行し、制度の理解を深めてもらうとともに、誓約書や本人の修学等のための融資である点を意識付けることが、連帯借受人からの回収につながるものと思われる。

また、償還担当者の連帯借受人に対する働きかけも更に行う必要がある。

## (5) 自動引き落としについて

収入未済が一度発生すると、コンピュータの引き落としシステムから外れてしまい、県の償還担当者が集金することになるため、集金業務が煩雑になっている。償還担当者が現金回収した場合には、原則として古いものから順に償還金として充当していくが、借受者から納入通知書により振り込まれた場合には、納入通知書の日付どおりの償還となり、必ずしも古い順に充当することにはならない。このため回収実績が虫食い状態になることもある。

このように一度収入未済が発生した場合、口座引き落としができず、滞納が進行するケースがある。したがって、収入未済が発生しても、それはそれとして次回から再度引き落としが出来るようなシステム化が必要であろう。延滞先を見ると年払いや半年払いのものが比較的多いが、月払いにすれば支払い易い場合があると思われる。

## (6) コンピュータの活用について

平成12年度においては、貸付金に関する事務処理は外部の計算センターに委託しており、オンライン化はされていない。このため次のような課題がある。

- ① 貸付金管理業務上リアルタイムの処理ができず、債権管理についても事務処理が遅れがちとなっている。
- ② 個別債務者の入金記録及び残高と総額入金記録との照合が実施されていない。したがって、両者の差異分析等もなされていない。システム上の問題もあるが、債権残高の管理としては不十分である。
- ③ 貸付台帳、償還状況明細書、滞納状況一覧表、貸付状況明細書等は計算センターより出力される。滞納状況一覧表は、毎月更新され出力されているが、その他の帳票には1年に1度のものや半期毎の出力のものもあり、タイムリーでないため、活用されていないものが多い。このため、貸付先の現況把握手段として母子相談員のメモ等に依存しているのが現状であり、能率が悪いなどの支障が生じている。

今後、県独自で貸付システムを持ち、リアルタイムで事務処理を進めようという目的で現在準備が進められている。実用価値のある帳簿体系や債権管理に役立つ管理システムの構築が望まれる。

これにより、償還業務や相談業務に適時に対応していければ、日常業務はかなり円滑になるのではないと思われる。

経済性の観点から見れば、計算センターに対する委託業務が若干残るほか、機器のレンタル料等が発生するが、計算センターに対する支払額はかなり少なくなると見込まれている。

県民サービスの向上と事務の効率化に期待したい。

#### (7) 借用書の文言等について

現在使用されている借用書では、借入用途不一致のケースの一括返済規定等が盛り込まれていない。また、貸付け実行後、貸付条件に該当しなくなっている場合で、延滞が発生しているにもかかわらず、借用書上権利行使規定が明確ではないため、強権行使ができず回収が難航している事例がある。

用途不一致のケースにかぎらず、貸付要件に該当しなくなった場合の返済規定を借用書に盛り込む必要があると思われる。

#### (8) 管理体制の充実について

県では償還指導員の制度があり、現在高崎及び館林保健福祉事務所に各1名の指導員がいる。しかし、償還指導員がいない前橋保健福祉事務所では、嘱託員(週4日勤務)である母子相談員が2名で生活相談や融資実行に伴う調査、更に夜間訪問等も含めた償還業務まで担当している。これでは業務範囲が多岐にわたり、精神的にも時間的にも相当過重な負担となっているものと思われる。

また、延滞債務者に関して、保証人に請求すれば借受人の家庭崩壊になりかねない場合など、相談員としてはためられるが、償還の推進からは当然請求しなければならないこともあり得る。相談カウンセリング業務と貸付金償還業務という心情的に相反する業務を同一担当者が行うというのは、現実的には難しい場合がかなりある。

福祉制度を円滑に進めるため、延滞債権を少なくしていくために、母子相談員の業務内容を量的質的に再検討し、必要と認められる場合には従事員を増やし、内部体制を整えるなど、償還指導員制度について検討の余地があると思われる。

## **第2 林業改善資金貸付金及び林業後継者特別対策資金貸付金**

### **1 監査の方法**

#### **(1) 監査要点**

- ① 制度目的にあった貸付運用か。
- ② 貸付事務手続及び収納事務手続は、関係法令に準拠しているか。
- ③ 残高及び延滞債権の管理は適正になされているか。

#### **(2) 監査手続**

- ① 制度の概況を聴取
- ② 貸付手続及び収納手続の妥当性についての検討
- ③ 貸付金の管理方法の聴取及び関係書類との照合
- ④ 延滞債権について、回収状況の聴取及び回収可能性の検討

### **2 制度の概要**

#### **(1) 林業改善資金貸付金**

##### **ア 目的**

中・短期の資金を無利子で貸し付けることにより、森林経営の改善、林業労働災害の防止、林業従業者と青年森林業者の確保などを目的に、昭和51年に国が創設した制度で、県の森林金融対策の中心となっている。

##### **イ 貸付対象者**

森林所有者、林業を営む会社、森林組合、市町村、林業公社など

##### **ウ 資金の種類**

林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金

#### **(2) 林業後継者特別対策資金貸付金**

##### **ア 目的**

林業改善資金の補完を目的に、40歳未満の林業後継者及び地域林業を担う者の養成と確保、定住促進を推進するため、昭和53年に創設された県単独、低利・直貸しの制度である。

##### **イ 貸付対象者**

林業後継者である青年、そのグループ、地域の林業を担う者など



### (3) 最近5年間の貸付実績及び残高・延滞の推移

林業改善資金については、最近5年間の貸付実績は年々減少しており、これに伴い年度末残高も減少している。しかし、収入未済は逆に増加傾向にあり、未済率は上昇している。

林業後継者特別対策資金については、貸付実績は平成10年度に大幅に増加したが、翌年度から再び減少に転じている。残高は年々減少しているが、収入未済は増加しており、未済率は著しく上昇している。

(単位:千円)

資金名	摘要	H8	H9	H10	H11	H12
林業改善資金	貸付額	354,164	192,772	114,932	158,775	130,959
	(件数)	(74)	(55)	(39)	(31)	(26)
	年度末残高	1,051,515	914,540	721,775	656,676	562,907
	(件数)	(478)	(409)	(317)	(272)	(237)
	収入未済	14,339	18,222	28,896	26,847	28,633
	(件数)	(13)	(12)	(15)	(12)	(16)
	未済率%	1.3	1.9	4.0	4.0	5.0
林業後継者 特別対策資金	貸付額	47,410	42,150	61,102	51,444	26,290
	(件数)	(18)	(19)	(22)	(21)	(14)
	年度末残高	223,651	186,832	181,340	174,976	154,137
	(件数)	(112)	(112)	(108)	(107)	(100)
	収入未済	1,130	2,945	4,294	6,282	8,382
	(件数)	(2)	(3)	(6)	(9)	(12)
	未済率%	0.5	1.5	2.3	3.5	5.4

### (4) 制度の課題

#### ア 林業業界の動向

##### (ア) 木材の需要動向

県内の木材の総需要量を見ると、昭和55年の1,618千立方メートルから平成12年度には926千立方メートルへと大幅に減少してきており、比率では、平成12年度は昭和55年度の57.2%になっている。県産材の減少は更に厳しく、昭和55年度に対して30.2%となっている。

この中で、外材については、減少してはいるものの、昭和55年度に対し79.8%とかなりの水準を保っている。外材輸入比率は次第に上昇し、平成

12年度においては75.9%となっている。

<木材需要量の推移>

(単位：千m<sup>3</sup>)

区 分	S55年	60年	H2年	7年	10年	11年	12年	H12/S55 (%)
総需要量	1,618	1,302	1,470	1,150	933	941	926	57.2
うち県産材	618	562	372	292	225	209	187	30.2
県外材	120	107	123	56	46	42	36	30.0
外材	880	633	975	802	662	690	703	79.8
外材輸入率%	54.3	48.6	66.3	69.7	70.9	73.3	75.9	—

(イ) 木材価格の動向

木材価格については、スギ立木価格の低下が最も著しく、平成12年度の単価は昭和55年度に対し34.3%となっている。スギ柱丸太は43.7%であり、スギ柱製品は68.3%となっていて林業の厳しさがうかがえる。

外材については、平成12年度は昭和55年度に対し米ツガ丸太が63.5%、米ツガ柱製品が77.0%と国産材ほど落ち込んではいない。

<木材価格の推移>

(単位：円/m<sup>3</sup>)

区 分	S55年	60年	H2年	7年	10年	11年	12年	H12/S55 (%)
国産材 スギ立木価格	22,707	15,156	14,595	11,730	9,191	8,191	7,794	34.3
スギ柱丸太	38,200	26,300	27,300	23,200	18,200	18,800	16,700	43.7
スギ柱製品	70,500	54,000	62,000	58,100	48,500	48,700	48,200	68.3
外材 米ツガ丸太	34,800	25,600	24,900	25,900	22,100	21,600	22,100	63.5
米ツガ柱製品	58,800	44,300	52,200	56,000	49,600	45,800	45,300	77.0

(注) 丸太価格は工場着価格・製品価格は工場出荷価格である。

イ 林業経営の状況

近年の林業経営は、投下資本回収の長期化、外国材の輸入増、価格低迷などにより採算の悪化が目立っている。実際に本県の林業後継者は、平成元年度は814人であったが、平成11年度の実態調査では林業経営36人、きのこ栽培77人の計113人と年々減少してきている。

貸付実績を見ると次表のとおり、林業改善資金の件数の減少が著しい。また、平成7年度から平成12年度にかけて件数・金額とも減少が著しい。

(単位：千円)

年 度	林業改善資金		林業後継者特別対策資金	
	件 数	貸 付 額	件 数	貸 付 額
S55	346	324,740	22	44,423
60	353	412,444	38	90,000
H 2	172	346,870	27	59,246
7	75	323,843	22	54,240
12	26	130,959	14	26,290

このような中で本貸付制度が今後有効に機能し、その意義を保っていけるかどうかは問題である。平成12年度における林業後継者特別対策資金の貸付資金使途のほとんどは椎茸の原木購入であり、木材関係の使途が大幅に落ち込んでいることも、県の今後の林業の課題であろう。

最近の市場金利は低く、金利面での優位性の低下も資金需要減少の一因になっていると考えられる。

これまで林業産業を支援することにより、間接的に行われてきた森林の管理が難しくなり、県としては、これから森林資源の確保、森林の管理保全をどうするかが課題であろう。

### 3 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### (1) 貸付事務について

実行手続のマニュアル準拠性について、抽出した9件を検証した結果、以下の事実が明らかになった。

① マニュアルが改定されていないケースがあった。

チェーンソーについては、過去には買い換え証明が必要とされていたが、現在は、必要とされない取扱いになっている。しかし、規則は改定されておらず、貸付規則どおりに証明を添付するか、または規則の見直しが必要である。

② 連帯保証人については資力が確実であることが求められるが、保証能力が検証されていない事例が見受けられた。

例えば、所得証明等が取り付けられていないケースもあり、保証能力の検証は必ず実行すべきである。

③ 申請書添付書類として、法人については定款の添付が必要であるが、取り付けられていないケースが多かった。

定款は法人の基本となるものであるから、受付時点でチェックして、貸出事務手続を十分なものにすべきである。

#### (2) 委託先との事務の重複について

群馬県森林組合連合会に貸付事務及び回収事務を委託しているが、事務処理が県と重複している点が散見された。

相互の事務処理を整理し、合理的に連携していく方向性が必要である。

## 4 意見

### (1) 群馬県森林組合連合会に対する事務委託手数料について

貸付金の管理業務は、群馬県森林組合連合会（以下「連合会」という。）に事務委託しており、委託手数料は、林業改善資金の場合は次のとおりである。

- ① 委託手数料は次の計算により算出した金額の合計額とする。
  - ・当該年度内に支払った貸付金の累計額の 1.5%に相当する金額
  - ・当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の 0.75%に相当する金額
- ② 延滞中の貸付金であって償還期日到来後 6 か月を経過したものについて、その延滞額の一部又は全部につき払い込みがあったときは、県は連合会に延滞取立奨励金を支払うものとし、その合計額は、その払込額に対して 3%を乗じて得た金額とする。

事務委託契約書によれば、債権の保全管理義務は連合会にあるのだから、延滞債権の回収努力は当然のことであり、現在、延滞取立奨励金として支払われている手数料の是非、その手数料水準が適正かどうかについて見直す必要があるのではないかと思われる。

### (2) 貸付審査について

資金貸付事務の流れを検討すると、貸付申請書の審査が最終的な資金の回収可能性まで影響していると考えられるものが見受けられるので、次のとおり、貸付申請書審査の充実が必要である。

- ① 貸付申請書には事業計画書のほか特に必要と認めた書類とあるが、その内容をきちんと定める必要がある。
- ② マニュアルまたはチェックシートを作成し、必要な書類が添付されているかまずチェックする必要がある。

林業後継者対策資金の場合、必要な書類としては、所得証明書、見積書、借入金残高証明書、他の県資金ないし補助金との併用の有無を証明する書類等が考えられる。

- ③ 特に林業改善資金と林業後継者対策資金との併用の有無は、貸付限度額に影響するので必ずチェックする必要がある。

### (3) 延滞債権について

延滞債権は、収入未済額と収入未済に係る期限未到来債権額の合計である。平成 12 年度末における延滞債権を分類すれば、およそ次表のとおりとなる。

(単位：千円)

貸付金	件数	合計	分類区分			
			A	B	C	D
<b>林業改善資金</b>						
収入未済額	13	28,633	5,523	11,510	11,600	0
期限未到来債権額		13,933	6,233	7,700	0	0
計		42,566	11,756	19,210	11,600	0
<b>林業後継者特別対策資金</b>						
収入未済額	8	8,382	1,035	4,817	2,530	0
期限未到来債権額		5,070	0	600	4,470	0
計		13,452	1,035	5,417	7,000	0
<b>債権分類合計</b>		<b>56,018</b>	<b>12,791</b>	<b>24,627</b>	<b>18,600</b>	<b>0</b>

<延滞債権のランク及び判断基準>

- A：延滞しているものの、一定期間内に回収見込みの債権
- B：回収が長期になると見込まれる債権
- C：回収に重大な懸念がある債権等
- D：経営破綻していて、回収困難な債権

平成12年度末の残高に対する延滞債権の比率は、林業改善資金が7.5%であり、林業後継者特別対策資金が8.7%とかなり高い。

延滞債権の発生要因は、次のように考えられる。

- ① 林業の低迷、きのこ生産の困難性、きのこ価格の低迷等の市場自体の減退
- ② 県及び国の政策としての貸付けであることにより、本人及び連帯保証人に対する所得、資産、債務等の調査が甘くなる傾向があること。
- ③ 延滞に関する情報不足、対応の遅れ等の管理上の問題

以上のことに留意し、より厳格な審査の遂行、的確な債権管理が必要である。

#### (4) 管理事務の適時性について

連合会は四半期報告書を県に提出している。延滞債権について事情聴取したところ、貸付先が倒産・破産になった場合の対応が適切でなかったもの、保証人に担保力のないもの、保証人が死亡、行方不明等になった場合の対応が不十分なものの、交渉記録が不備なものなど十分な管理業務が遂行されているとは言い難い状況である。

延滞債権の管理状況については、連合会の担当者は2名とのことであるが、債権管理についての更なる意識改革が望まれる。連合会は補完的な手段であり、最終責任は県にあるのだから延滞管理システムの再構築が急務であろう。また、現在、県は、貸付実行額を直接申請者（借受者）口座に振り込まず、連合会経由の振り込みという手順をとっているが、連合会が人員不足ということであれば、県が直接振り込む方式とすることで、連合会の事務合理化や経費削減へとつなげら

れるのではないかとされる。

### 第3 中小企業向け貸付金

#### 第1節 商政課及び工業振興課所管の貸付金

##### 1 監査の方法

###### (1) 監査要点

- ① 制度目的にあった貸付運用か。
- ② 貸付事務手続及び収納事務手続は、関係法令に準拠しているか。
- ③ 残高及び延滞債権の管理は適正になされているか。

###### (2) 監査手続

- ① 制度の概況を聴取
- ② 貸付手続、収納手続の妥当性についての検討
- ③ 貸付金の管理方法の聴取及び関係書類との照合
- ④ 延滞債権について、回収状況の検証及び債権分類の検討

##### 2 中小企業向け貸付金の概要

###### (1) 高度化事業制度について

###### ア 制度の目的

高度化事業制度は、経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、中小企業者が共同して工場団地や卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業、第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金面から支援する制度である。

高度化事業の中では、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが代表的なものである。

###### イ 高度化事業の分類

###### (ア) 中小企業者が共同して実施する事業

形態	摘要
集団化形態	市街地などに散在している中小企業者が、まとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態

<b>集積整備・再開 発形態</b>	商店街の小売商業者などが共同で、老朽化した店舗の建替えなどを行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場などの整備を街ぐるみで行うものや工場などが集積している区域を整備する形態
<b>共同化形態</b>	中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を設置し、その施設を利用する形態
<b>事業統合形態</b>	中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について協業化などの事業統合を行うために施設を設置し、事業を行う形態

(イ) 第三セクターや商工会などが実施する事業

<b>形 態</b>	<b>摘 要</b>
<b>経営基盤強化支 援形態</b>	地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第三セクターなどが設置し、運営する形態
<b>商店街整備等支 援形態</b>	第三セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、またはそれに併せてショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営する形態
<b>輸入品卸売等経 営合理化支援形 態</b>	第三セクターが、輸入品の卸売を行う中小企業者の経営の合理化を図るため、卸売または加工施設、支援施設などを設置し、運営する形態
<b>先行取得形態</b>	集団化事業などを計画的かつ効率的に実施するために、都道府県や土地開発公社などが先行して土地を取得・造成し、集団化事業などの実施の際に組合に対して譲り渡すなどの形態

(2) 中小企業近代化資金について

ア 制度改正について

平成11年12月22日に中小企業近代化資金等助成法が小規模企業者等設備導入資金助成法に改められたことにより、平成12年度以降、中小企業者の設備近代化に必要な資金を貸し付ける制度から、小規模企業者に対する創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入するための資金を貸し付ける制度とされた。



## イ 貸付方法等について

中小企業近代化資金は、県が事業者に直接貸し付ける制度であったが、小規模企業者等設備導入資金は、県が貸与機関に貸し付け、貸与機関が小規模事業者に貸し付ける制度になった。貸与機関には（財）群馬県中小企業振興公社がなっている。この制度において収入未済が発生した場合、回収不能と判断されるものについては、損失補償の問題が発生することになっている。

金融業務の集約化が進み、専門的知識や経験の蓄積が要求されるようになり、事務の効率化や制度利用者の利便性などを考慮すると、公社の活用は意味あるものになるのではないかと思われる。

なお、中小企業近代化資金の残債権は、これまでどおり県が管理している。

## （３）最近５年間の貸付実績及び残高・延滞の推移

### ア 商政課所管の貸付金

過去５年間の新規貸付実績について見ると、集団化資金貸付金は年１～２件と件数的には少ない。厳しい経済環境のため、資金需要が少ないことを示している。このため残高は、平成８年度の１１,３４７百万円から、平成１２年度の６,１８５百万円へと大幅に減少している。

また、中心市街地商業活性化推進資金貸付金の実績については、平成１１年度に１件５００百万円、商店街競争力強化推進資金貸付金は平成１２年度に１件６００百万円あるが、いずれも（財）群馬県中小企業振興公社に対する基金貸付金である。

延滞債権があるのは、貸付制度としては集団化資金貸付金のみであるが、件数は１１件、金額は４１８百万円で、平成８年度の１２７百万円に比べ大幅な増加となっている。

過去5年間の貸付実績及び残高・延滞の推移(商政課所管の貸付金)

(単位:千円)

資金名	摘要	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
集団化資金貸付金	貸付額	17,330		72,079	103,542	67,956
	(件数)	1		2	1	1
	年度末残高	11,347,568	10,079,287	9,062,366	6,821,817	6,185,045
	(件数)	264	237	190	155	131
	収入未済	127,246	163,589	231,971	161,370	418,866
	(件数)	9	12	12	10	11
	未済率%	1.1	1.6	2.5	2.3	6.7
商店街整備等支援資金貸付金	貸付額					974,550
	(件数)					1
	年度末残高					971,000
中小商業活性化推進資金貸付金	貸付額					
	(件数)					
	年度末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	1,500,000	400,000
	(件数)	3	3	3	2	1
中心市街地商業活性化推進資金貸付金	貸付額				500,000	
	(件数)				1	
	年度末残高				500,000	500,000
商店街競争力強化推進資金貸付金	貸付額					600,000
	(件数)					1
	年度末残高					600,000
合計	貸付額	17,330	0	72,079	603,542	1,642,506
	(件数)	1		2	2	3
	年度末残高	13,847,568	12,579,287	11,562,366	8,821,817	8,656,045
	(件数)	267	240	193	158	135
	収入未済	127,246	163,589	231,971	161,370	418,866
	(件数)	9	12	12	10	11
	未済率%	0.9	1.3	2.0	1.8	4.8

イ 工業振興課所管の貸付金

過去5年間の新規貸付実績については、平成8年における103件2,284百万円から平成9年においては79件1,274百万円と件数・金額とも減少したが、その後は、ほぼ同水準を保ち、平成12年から、(財)群馬県中小企業振興公社への貸付業務の一部移管により、貸付件数は6件と大幅に減少している。

また、残高については、平成8年における8,874百万円から平成12年における7,917百万円と減少している。

一方、延滞債権については平成11年度に急増している。これは、工場等集団化資金貸付金の貸付先である1法人に対し支払猶予を認めなくなったためである。

過去5年間の貸付実績及び残高・延滞の推移(工業振興課所管の貸付金)

(単位:千円)

資金名	摘要	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
中小企業設備 近代化資金貸付金	貸付額	1,072,066	841,220	532,230	559,380	0
	(件数)	100	76	55	47	
	年度末残高	3,453,407	3,326,659	2,904,752	2,520,602	1,642,638
	(件数)	533	491	456	399	300
	収入未済	40,906	38,922	37,126	35,456	33,304
	(件数)	33	32	30	29	28
	未済率%	1.1	1.1	1.2	1.4	2.0
中小企業設備 貸与資金貸付金	貸付額	400,000	378,156	628,336	330,860	0
	(件数)	1	1	1	1	
	年度末残高	1,295,856	1,322,691	1,572,224	1,519,323	1,079,284
	(件数)	5	5	5	5	4
小規模企業者 等設備導入資 金貸付金(設備 資金貸付)	貸付額					800,000
	(件数)					1
	年度末残高					800,000
	(件数)					1
小規模企業者 等設備導入資 金貸付金(設備 貸与)	貸付額					432,117
	(件数)					1
	年度末残高					432,117
	(件数)					1
創造的中小企 業創出支援資 金貸付金	貸付額	800,000	400,000	0	179,917	35,862
	(件数)	1	1		5	3
	年度末残高	800,000	840,000	840,000	1,019,917	1,044,563
	(件数)	1	2	2	7	10
組合共同施設 資金貸付金	貸付額	0	0	0	0	0
	(件数)					
	年度末残高	651,631	515,703	414,004	230,443	169,673
	(件数)	6	4	4	3	3
工場等集団化 資金貸付金	貸付額	0	0	0	0	0
	(件数)					
	年度末残高	632,583	602,164	576,909	514,084	509,979
	(件数)	6	4	4	3	3
	収入未済	96,658	96,514	96,373	514,084	509,979
	(件数)	2	2	2	3	3
	未済率%	15.2	16.0	16.7	100.0	100.0
特別広域高度 化資金貸付金	貸付額	12,490	15,350	12,924	10,054	12,117
	(件数)	1	1	1	1	1
	年度末残高	205,277	199,612	191,554	181,501	174,125
	(件数)	18	18	18	18	18
繊維産地活性 化推進資金貸 付金	貸付額				250,000	0
	(件数)				1	
	年度末残高				250,000	250,000
	(件数)				1	1

資金名	摘要	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
広域設備共同 廃棄資金貸付 金(特別)	貸付額	0	0	0	0	0
	(件数)					
	年度末残高	750,116	750,116	750,116	750,116	750,116
	(件数)	6	6	6	6	6
広域設備共同 廃棄資金貸付 金(一般)	貸付額	0	0	0	0	0
	(件数)					
	年度末残高	285,957	282,802	267,460	266,190	264,581
	(件数)	10	10	10	10	10
地域産業育成 支援資金貸付 金	貸付額	0	0	0	0	0
	(件数)					
	年度末残高	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
	(件数)	1	1	1	1	1
合 計	貸付額	2,284,556	1,634,726	1,173,490	1,330,211	1,280,096
	(件数)	103	79	57	55	6
	年度末残高	8,874,827	8,639,747	8,317,019	8,052,176	7,917,076
	(件数)	586	541	506	453	358
	収入未済	137,564	135,436	133,499	549,540	543,283
	(件数)	35	34	32	32	31
	未済率%	1.5	1.5	1.6	6.8	6.8

#### (4) 制度の課題

##### ア 新規の貸付実績について

融資制度はあるにもかかわらず、新規の貸付実績が少なくなっているのが課題である。

特に、工業振興課所管の貸付金については、これまで貸付実績の多かった制度が(財)群馬県中小企業振興公社へ移管されたので、貸付額は同公社へ資金融資をするので例年並であるが、貸付件数は急に少なくなっている。

これについては、民間金融機関と比較して以前と比べて金利面での優位性も低下していることや、景気低迷による資金需要の減少が主要因と考えられる。

##### イ 延滞債権について

延滞債権は収入未済額とともに償還期限未到来分も含めて管理すべきものと考えられる。この場合、延滞債権は次のようになる。

$$(\text{延滞債権}) = (\text{収入未済額}) + (\text{収入未済に係る償還期日未到来額})$$

- ・商政課所管の貸付金に係る延滞債権

$$418,866 + 108,208 = 527,074 \text{ 千円}$$

- ・工業振興課所管の貸付金に係る延滞債権

$$543,284 + 0 = 543,284 \text{ 千円}$$

商政課所管の貸付金における貸付金合計残高に対する延滞債権の比率は6.0%であるが、集団化資金貸付金に対する比率は8.5%となっている。これは、平成12年に事実上倒産した1件330,518千円が大きく影響している。

工業振興課所管の貸付金においては、平成11年度に大口の貸付先が延滞債権となったため、延滞債権の比率は6.8%となっている。期限未到来債権は無い。

今のところ全国平均13.7%と比べ低いですが、今後、延滞債権の比率の上昇を抑えていくことが課題となっている。

### 3 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### (1) 延滞債権の管理について（集団化資金貸付金）

収入未済になった場合、毎年報告書を提出させているが、中には最近の決算書が無いものや決算書の内訳書が無いものがあった。

延滞先は11件であるが、延滞貸付先状況報告書を見ると、平成12年度において操業中であるにもかかわらず、把握されている決算内容は、平成8年までにとどまっているものが1件、平成9年までにとどまっているものが1件あった。

これは、決算書の提出を再三求めているにもかかわらず、売上が僅少なことから決算書を作成していないなど、貸付先に問題があるものであるが、貸付先への働きかけを強化し、その決算内容の把握に努めるべきである。

#### (2) 決算書等の保管について（組合共同施設資金貸付金）

組合共同施設資金貸付金について、延滞債権の関係書類の照合をしたところ、最新の決算書の無いものや利用状況報告書が無いものがあった。

これらの書類は、借受人の実態を把握するための重要書類であり、必ず整備し内容を把握しておくべきである。

### 4 意見

#### (1) 延滞債権の分類について

##### ア 商政課所管の貸付金

実質的延滞である収入未済に係る償還期限未到来債権もかなりあるので、正常な債権とはしっかり区分し、延滞債権として管理する必要がある。

A分類については、延滞債務者の加入する組合により代位弁済されることと

なっているものであるが、債務者の経営内容には今後も注意を要するものである。

なお、平成12年度末の延滞債権を分類すれば、およそ次のとおりである。

(単位:千円)

項目	件数	合計	分類区分			
			A	B	C	D
収入未済	11	418,866	9,356	19,173	390,337	0
償還金の 期限未到来分		108,208	102,922	5,286		
債権分類合計		527,074	112,278	24,459	390,337	0

<債権の分類基準>

- A: 延滞しているものの、一定期間内に回収見込みの債権
- B: 回収に長期間を要する債権
- C: 回収に重大な懸念がある債権等
- D: 経営破綻していて、回収困難な債権

#### イ 工業振興課所管の貸付金

平成12年度末の延滞債権について分類すると、およそ次表のとおりである。

(単位:千円)

項目	件数	合計	分類区分			
			A	B	C	D
中小企業設備 近代化資金	24	33,303	1,593	7,865	17,171	6,674
工場等集団化 資金	3	509,979	414,960	2,421	0	92,598
合計		543,282	416,553	10,286	17,171	99,272

<債権の分類基準> 上の表に同じ。

#### (ア) 中小企業設備近代化資金の延滞債権について

中小企業設備近代化資金の延滞債権については、昭和33年から昭和58年に貸し付けられたものばかりであり、延滞が発生してから長期間経過しているため、より適切な債権管理が必要であると思われる。

#### (イ) 工場等集団化資金の延滞債権について

この貸付金残高は、全額延滞債権である。

A分類については、平成11年度まで償還期限を延長してきたが、平成

11年11月以降は延長せず、延滞債権扱いとなっている。財務内容は厳しいが、最近3年間は黒字決算になっているので、平成12年度末においてはA分類が妥当と判断した。

ただし、今後の経済状況の変化によっては評価が厳しくなる可能性もある。D分類については現在保証人から分納回収しているが、現在の返済状況では全額回収するのは困難であろう。保証人の資力に応じ、返済額の増額や償還の免除などを検討する必要があると思われる。

## (2) 支払猶予の貸付金について

広域設備共同廃棄資金貸付金は古い制度であり、現在は残高が残っているだけである。本制度は国との協調融資により、事業者が必要な資金の約2倍の資金を同業者団体に貸し付け、半分の資金を運用させその運用利益と元本で県に返済させるものである。現在、政策上支払猶予している貸付金である。

### 広域設備共同廃棄資金貸付金の平成12年度末残高

(単位:千円)

貸付制度	金額
広域設備共同廃棄資金貸付金(A方式)	750,116
広域設備共同廃棄資金貸付金(B方式)	267,581
合計	1,017,697

回収可能性については、A方式は産地組合への貸付けで、貸付額の約半分を返済原資として商工債で運用させており、金利ともに質権設定しているのでほぼ回収可能であると判断される。現在は支払猶予しているが、低金利の時代であり、償還期限の平成16年には返済できそうにないと思われる。

B方式については、中小企業事業団への貸付けであり、回収可能性については問題ないと考えられる。しかし、いつまで支払猶予を継続していくか慎重に検討する必要があると思われる。

## (3) 貸付先に対する管理指導について

延滞債権先のうちには、その経営内容の把握が必ずしも十分でなかったと思われるものや、破たん先法人には、貸付後3年以内で倒産しているものが見受けられる。

今後の債権管理に当たっては、貸付直後の経営内容及び貸付金の活用状況を注視するとともに、延滞債権については、経営内容の一層の把握に努め、引き続き返済の促進を図るよう働きかけていく必要があるのではないかとと思われる。

#### (4) 損失補償基準について

小規模企業者等設備導入資金において、回収不能と判断される収入未済が発生した場合は、県が損失補償を行うこととなっている。

これまで、実際に損失補償を行う事態に至った事例はないが、今後、制度の適切な運用を図っていく観点から判断基準を定めておく必要がある。



## 第2節 (財)群馬県中小企業振興公社が取り扱う貸付金

### 1 監査手続

#### (1) 監査対象

(財)群馬県中小企業振興公社(以下「公社」という。)は、県が100%出資する公益法人であり、貸付業務の一部を移管され、資金融資をしているため、その貸付業務に関する決算内容について監査することも、県の貸付金に係る監査の一環と判断し、次の項目に焦点を絞り監査を実施した。

#### ① 設備貸与事業会計

この事業会計のうち、監査対象項目は次のとおりである。(金額は平成13年3月31日現在)

(単位：千円)

区分	科目	金額	備考
正常債権	貸与設備	1,240,775	割賦総額から償還金額を控除した額
延滞債権	未収損害賠償金	117,929	割賦契約解除に伴う損害賠償金
	未収規定損害金	72,284	リース契約解除に伴う損害賠償金
	未収償還金	110,558	期限の到来した償還金の未収額
	未収リース料	61,567	期限の到来したリース料の未収額
	(小計)	362,338	
固定資産	リース設備	1,966,983	リース設備総額から減価償却額と契約解除に伴う未償却残額を控除

#### ② 設備資金貸付事業会計

#### ③ 創造的中小企業創出支援事業会計

#### (2) 監査要点

##### ① 設備貸与事業会計のうち、延滞債権額の延滞状況及び内容の調査

- ・制度目的・趣旨への適合性
- ・運用事務手続の妥当性
- ・融資の妥当性及び滞留状況
- ・償還開始後の事故発生に対する対応状況の確認

##### ② 投融資資産の安全性、特別会計の適正性

### (3) 監査手続

- ① 会社の概況の聴取
- ② 設備貸与事業、設備資金貸付事業の概況の聴取
- ③ 債権、貸与設備及びリース設備勘定の管理状況の聴取
- ④ 延滞債権の個別内容の聴取（諸書類の吟味、契約書等のチェック）
- ⑤ 延滞債権の回収可能性の検討

## 2 会社の概要

### (1) 事業内容

中小企業の経営安定と振興を図るため、県の全額出資で昭和47年に設立された公益法人で、設備貸与、設備資金貸付、下請振興、創業・ベンチャー・経営革新の促進、商店街活性化、IT推進、情報促進、科学技術振興など中小企業の経営力アップのための各種支援を行っている。

### (2) 会計単位及び実績

会社の会計単位は、過去3年間について見ると、平成10年度は8単位、平成11年度は12単位、平成12年度は5単位と大幅に変わっており、年度比較は難しい。このため、平成12年度の実績の概要のみを記載する。

なお、設備貸与等の会計処理は、財団法人全国中小企業設備貸与機関協会の設備貸与機関標準会計基準（平成4年度改定）に準拠して行われている。

貸借対照表				損益計算書	
平成13年3月31日				平成 12.4.1～13.3.31	
(単位:千円)				(単位:千円)	
科目	金額	科目	金額	科目	金額
流動資産	5,629,959	流動負債	2,116,124	収 益	1,005,032
固定資産	4,033,803	固定負債	7,083,129	費 用	1,003,171
		特定引当金	153,753	損 益	1,861
		<b>負債計</b>	<b>9,353,007</b>	前期繰越剰余金	▲ 2,114
		基本財産	310,756	次期繰越剰余金	▲ 253
<b>資産計</b>	<b>9,663,763</b>	<b>負債基本財産計</b>	<b>9,663,763</b>		

### (3) 設備貸与事業の監査対象科目の年次比較

監査対象科目について年次比較すれば次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	科 目	H10	H11	H12
正常債権	貸与設備	1,689,866	1,393,051	1,240,775
延滞債権	未収損害賠償金	128,940	139,970	117,929
	未収規定損害金	38,154	46,716	72,284
	未収償還金	44,754	77,326	110,558
	未収リース料	24,544	44,788	61,567
	(小 計)	236,392	308,800	362,338
固定資産	リース設備	1,241,723	1,623,161	1,966,983

貸与設備が減少した分、リース設備が増加しており、契約は増加している。延滞債権はこの3年間に急に増加している。

### 3 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### (1) 交渉記録について（設備貸与事業会計）

個別債権の交渉記録の保管が不備のため、債権の内容把握が困難なものがあった。特に延滞債権については、その記録、交渉過程、金額の推移及び疎明書類等のファイリング等共通書式を工夫し、改善すべきである。

また、事務担当者の引継ぎを確実に行之、債権保全に瑕疵のないよう、注意すべきである。

#### (2) 累積限度額について（設備貸与事業会計）

設備貸与事業では、制度として一回ごとの限度額は規定されているが、累積限度額の制限はない。連帯保証人に保証能力があれば必要条件是満たされると考えられている。

しかし、調査事例では、11年度のリース時に連帯保証人となっている代表者の不動産・年収が12年度のリース時にも再度、保証能力の算定額に含まれていた。

リース一件ごとの審査体制では、保証能力・与信限度額等の審査にこのような矛盾が生じやすいので、既に制度の利用があり残高がある場合については、限度額の累計が明確になるよう、審査資料の様式を見直すべきである。

## 4 意見

### (1) リース契約時の審査について（設備貸与事業会計）

リース契約に関して、平成11年度、12年度と続けてリースを実行し、13年度に民事再生法申請に至ったものがある。この事例では、平成11年度のリース実行時において、12年5月期の予想収益を審査資料としているが、その決算結果を確認する前に12年の追加リースを決定している。

12年度分の申込みは5月付けであり、その実行は7月であるから、12年5月決算を確認する慎重さがあってもよかったと考えられる。

審査委員会があるので、返済能力の評価、特に売上見込や利益見込について、貸付け前の審査委員会を更に充実し、適切な審査を行う必要がある。

また、リース期間中のフォローとして毎期の決算書を入手し、経営内容を確認しておくことが必要である。

### (2) リース設備の購入価額について（設備貸与事業会計）

リース設備は個別仕様の場合が多く、その購入価額はリース先と販売業者との交渉に委ねているのが一般的であり、公社としては見積書の提出を求めるにとどまっている。

しかし、その見積書に基づき公社が設備の購入を行うことになることから、複数の業者から見積書をとるなど、その妥当性を常に検討する姿勢も重要である。

### (3) 融資物件の資産計上について（設備資金貸付事業会計）

融資条件として、融資対象物件が資産計上されることが要件になっており、これを、完了検査時徴求予定の決算書、元帳で確認することになっているが、抽出した8件のうち、完了検査が可能な状態であったものが3件であり、そのうち実施済のものは1件であった。

これについて、公社は約1年経過後に完了検査を実施しているし、貸付金が適正に使用されていることが確認できればよいわけで、その確認手段の一つが資産計上ということであり、資産計上していなかったからといって直ちに契約が解除になるわけではないとしている。

確かに資産計上してないことだけでは契約解除にはならないと考えられるが、融資条件である以上これを重視する必要がある、また、厳しい経済環境のもとでは、1年にこだわらず出来るだけ早く完了検査をすることが必要であろう。

### (4) 保証人の人数について（設備資金貸付事業会計）

保証人は原則2人となっているが、1人のケースがあった。これは、旧近代化資金の適用が認められていたが、検収が旧制度締め切りのタイミングまでに間に

合わなかったという特殊案件であり、現行制度の条件からは、若干イレギュラーな案件である。債権の保全は、不動産担保によって図られている。

債権の保全が物的担保によって実質的に図られていれば、保証人の人数に拘泥する必要はないわけであるが、今後の方向としては、原則どおりに2人制を基本としていく必要がある。

#### (5) 延滞債権について（設備貸与事業会計）

条件どおりに償還されない債権については、次表に示す科目及び未収割賦損料で事務処理されている（未収割賦損料は監査対象としていない）。未収償還金及び未収リース料に関する融資先については、償還期限未到来の債権が残っている。実質的な延滞債権としては、この分も加算する必要がある。

未収リース料に係る債権は、会計帳簿上では記帳されているが、決算書上は一般的に帳簿外とされ、決算書の注記事項とされている。したがって、決算書には表示されていないが、未収リース料に係る期限未到来債権は、未収リース料または未収規定損害金となる可能性があるため、ここでは延滞債権に含めている。

未収リース料に係る期限未到来分も含めると、延滞債権と見るべきものが577,690千円となり、期限未到来分を除いても463,530千円となる。

このようなことを十分に認識して、債権管理を行っていく必要がある。

(単位:千円)

科 目	帳簿価額	検証対象	期限未到来	合 計
未収損害賠償金	117,928	117,928	0	117,928
未収規定損害金	72,283	72,283	0	72,283
未収償還金	110,558			
うち検証対象		105,578	110,935	216,513
未収リース料	61,567			
うち検証対象		56,806	114,160	170,966
合 計	362,336	352,595	225,095	577,690

#### (6) 延滞債権の分類について（設備貸与事業会計）

##### ア 債権分類について

監査対象科目に関して、平成12年度末の延滞債権を分類すると、およそ次のとおりになる。

(単位:千円)

科 目	検証対象 金 額	債 権 分 類			
		A	B	C	D
未収損害賠償金	117,928	365	433	39,558	77,572
未収規定損害金	72,283	0	0	8,409	63,874
未収償還金	105,578	9,764	31,958	63,856	0
(上記に係る期限未到来分)	110,935	2,042	10,290	98,603	0
未収リース料	56,806	8,044	4,569	44,193	0
(上記に係る期限未到来分)	114,160	15,269	16,732	82,159	0
債権の分類合計	577,690	35,484	63,982	336,778	141,446

<債権のランク及び分類基準>

- A：延滞しているものの、一定期間内に回収見込みの債権
- B：回収に長期間を要する債権
- C：回収に重大な懸念がある債権等
- D：経営破綻していて、回収困難な債権

延滞債権について、これまで貸倒処理をしたことがないとのことであるが、検討すべきものがある。延滞債権先の情報管理を十分に行うとともに、貸倒処理の規定や事務取扱要領等を検討の上、該当するものについては貸倒処理する必要があると思われる。

#### イ 貸倒引当金の計上について

債権について一括評価による貸倒引当金は計上されているが、個別評価の貸倒引当金については計上されていない。個別債権の評価については、リース資産等及び担保権の評価、保証人との交渉など難しい部分があるが、概算でも、C分類及びD分類のうち、未収リース料の期限未到来分を除いた額の50%、金額としては190,000千円程度の引当が必要であろう。

#### (7) 公社の債権管理システムについて（設備貸与事業会計）

現在、公社における貸与事業の債権管理簿は統一されていない。従来、受付から債権管理まで統一されていたシステムがあったが、2000年問題でオフコンが使えなくなったため、現在は各自のパソコンで必要事項を分散処理している状況であり、債権管理システムは十分とは言えない。

現在データベースの作成を検討中とのことであるが、債権の一元化を視野に入れた債権管理システムを早急に構築し、事務の効率化を図る必要がある。

#### (8) 管理業務の充実について

設備貸与事業については、スタッフ3名〔実質2名半〕で貸付審査、貸付及び回収業務、債権管理業務を担当しているが、過去の滞留債権について未整理のものが見受けられ、今後の債権回収計画についての具体的な行動が見えてこないなど、現状では事務量的にかなり厳しい状況にあると思われる。

債権管理業務を適正に遂行していくために、人員の充実・専門化を図り、保証人を含めた債務者との常時接触を行うなど、更なる工夫・努力が望まれる。